



平成20年3月1日に、労働契約の基本的なルールを定めた労働契約法が施行され、平成25年4月1日には改正労働契約法の施行による「無期転換ルール」により、平成30年度には、多くの労働者に無期転換申込権が発生することになります。

【定着事業の概要】

1、働き方・休み方改

す。

このような状況の下、平成20年3月に労働契約の基本的なルールを定めた労働契約法が施行されたところであり、紛争が防止され、労働者の保護を図りながら、個別の労働関係が安定することが期待されています。

労働契約法等の労働法令については、これまでの取組みにより、一定の

れ、労働者の保護が図ら

れるよう、平成27年度においても引き続き、労働者・中小事業主等に対し、労働契約法等の周知・啓発を図ることとし、その場合、入社前後におけるトラブルに対処するためにも、これから労働者になろうとする者も含め、広く労働関係法令の教育、情報提供等を実施します。

働き方・休み方改善に向けた労働時間等のルールの定着事業について

善に向けた労働時間等のルールの定着の趣旨

近年、産業構造の変化が進む中で、ホワイトカラー労働者の増加、就業形態・就業意識の多様化、少子化の進展など、雇用・労働関係を取り巻く状況が変化し、労働条件の小グループ化や労働条件の変更の増加が見られ、労働条件の引き下げ等に係る紛争が増加していま

周知は図られてきたものであるが、依然として、非正規労働者の解雇・雇止めや正規労働者の労働条件の変更、退職勧奨などの事例が多数見られ、民事上の個別労働紛争も

平成25年度比で2・8%減少したものの、引き続き高水準で発生（平成26年度23・8万件）しています。個別労働紛争が防止さ

2、事業内容

労働契約法や労働基準法等の労働関係法令について、労働者等に対し、研修テキストに基づき、

3、事業の実施方法

本事業は、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社委託して実施します。

セミナー事業を開催します。なお、本年度は、一般労働者・事業主向け労働契約等解説セミナー

（全国47都道府県において各県1〜4回）、中小零細企業等が多数所属する団体等の依頼により開催したり、傘下の中小零細企業主を主な対象としたセミナー（全国で10箇所程度）及び前記以外の個別の団体・組織からの要望に応じて、無料で講師を派遣するセミナー（全国で5回開催）を実施します。

会員事業場専用無料相談ダイヤル

「企業の労働110番」

電話 (052)

96117110

FAX (052)

96119635

メールアドレス

roumu@meihokurouki.or.jp

企業の労働なんでも110番